

平成23年度 事業計画

I 福祉目標

住民総参加によるふれあいのまちづくり — つどい・学び・支えあう —

社会福祉を取り巻く環境は、少子・高齢、人口減少の進行とあいまって、地域コミュニティの弱さなどを背景とする社会状況から「無縁社会」に象徴される地域社会の「絆」の弱さを露呈し生活課題は、ますます多様化、複雑化しています。

このように、地域コミュニティの崩壊が問われている中で、地域での助けあい、支えあいを基本とする「共助」は何よりも大切な福祉の原点であり、住民の地域福祉活動を推進する環境づくりが求められています。こうした状況の中、本年度は、「地域福祉活動計画」及び「ふれあいのまちづくり推進プラン（第3次社協発展計画）」の最終年を迎え、本協議会では、地域の特性や福祉文化を大切にしながらこの計画の目的である「地域の福祉力」の再構築を目指します。

まず、地域福祉推進事業では、“愛川の底力住民委員会”を核に地域福祉活動計画の具現化に向けた事業に取り組みます。在宅福祉サービスでは、地域で暮らす要援護者等の総合的な相談・支援を行うとともに従来から実施している在宅福祉サービス事業などを推進するとともに新たな高齢者の見守り事業を実施します。

また、介護予防ケアマネジメント機能を担う「地域包括支援センター」の運営を行うとともに、心身障害者地域作業所については、指定管理者制度の下、「就労継続支援B型事業」を継続して実施し、効率的・効果的な管理運営に努めながら、一層の利用者の処遇向上を図ります。

ボランティア活動の推進については、各種ボランティア講座の開催により、幅広い世代の様々なボランティア育成に努めるとともに、情報提供などのボランティアセンター機能の強化をめざし、誰でも参加しやすいような場づくりに努めます。

組織体制及び財政基盤の強化では、社会福祉協議会活動への理解と協力を求め会員加入の推進を図るとともに、財政基盤の強化に向け、会費、収益事業収入等、自主財源の確保や基金等の適正な運用・管理に努めます。また、本年度は、社会福祉法人化30周年迎えるにあたり記念式典を開催するとともに、30年間、本協議会が築き上げてきた様々な実績をもとに地域福祉の推進主体として町民から期待される活動を一層推進していく契機とします。

これらの多様な活動を創造的に展開することによって、「地域福祉の推進役」という本協議会に課せられた責務を再確認し、地域の方々がお互いに助け合い、支えあい、「住民総参加によるふれあいのまちづくり」に努めます。

- 1 福祉文化の醸成を図ります。
- 2 福祉でまちづくりを進める視点を持ち、地域福祉の推進を図ります。
- 3 在宅福祉サービスの実施と福祉サービスの利用支援、権利擁護事業に取り組みます。
- 4 住民福祉活動、当事者活動を支援し、身近な地域の住民が主体となった福祉のまちづくりを進めます。
- 5 「誰もがみんなボランティア」を目標にボランティアの育成とボランティアネットワークの構築を目指します。
- 6 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての使命を再確認し、使命を実現するために必要な基盤強化を図ります。

Ⅱ 事業の概要

地域福祉・在宅福祉の総合化に向けて

1. 福祉問題・福祉動向等の把握に向けて

民間福祉団体の中核として、調査活動のみならず、あらゆる情報収集手段によりたえず地域住民の福祉ニーズを把握する機能を発揮し、福祉課題の明確化を進めます。また、行政計画策定へ参画し、問題提起を行いながら行政との役割分担を明確にしながら社会福祉協議会の実践活動と結びつけ、地域福祉の推進に努めます。

(1) 福祉ニーズの把握

- 福祉団体懇談会の開催
- 福祉総合相談の実施 介護相談 ボランティア相談 権利擁護事業相談
福祉機器、福祉用具相談 住宅改修相談 資金貸付相談

(2) 福祉情報の集約化

- 関連行政機関及び関連団体との連携、協力体制の推進

(3) 総合相談事業の実施

- 成年後見・権利擁護相談事業

(4) 各種計画の推進

- 合同事務局の設置
- 第2次地域福祉活動計画及び第4次社協活動計画の策定

2. 福祉の理解と活動の周知に向けて

地域住民のコンセンサスを得ながら福祉課題解決に向けての取組みや広報、啓発活動の充実を図ります。

また、若年層に対する福祉教育を推進するため学校等教育機関との連携を強化

し、福祉教育の推進に努めます。

(1) 広報・情報提供活動

- 社協あいかわ、お知らせ版、ボランティア情報紙等の発行
- 福祉サービス情報コーナーの整備
 - ・情報化推進事業 社協ホームページの充実
 - ・いきいき生活応援事業 障害者・高齢者IT教室事業の開催

(2) 地域福祉推進・啓発活動

- 福祉バザー、あいかわ福祉のひろばの開催
- ともしび福祉講演会の開催
- ふれあい広場の開催
- ビデオライブラリーの整備、貸出し
- “愛川の底力”住民委員会の開催
 - 住民自らが地域福祉について話し合う機会などを設け、身近な支援の仕組みづくりなどを検討、実践します。

(3) 福祉教育推進・支援事業

- 出前講座や「やさしさを育む教室」の実施
- 福祉教育活動助成事業
- 「職場体験」、「総合的な学習の時間」への協力
- 福祉教育連絡協議会の開催

(4) 研修事業

- 福祉職従事者研修会事業の開催

3. 関係機関・団体・施設等との連携に向けて

民間福祉団体の中核として、地域住民、ボランティア、当事者団体、福祉施設や福祉団体のみならず、地域社会を形成するあらゆる団体(労働組合、商工団体、農業協同組合、NPOなど)との情報交換や協働事業を展開します。

(1) 連携団体

- 各行政区、民生委員児童委員協議会、共同募金会、ともしび運動推進協議会、福祉施設、福祉サービス事業者、県及び各市区町村社協、行政機関等
- 町民活動サポートセンターとの連携

(2) 助成事業

- 地域福祉ふれあい助成事業(行政区)
- 福祉団体等助成事業(福祉団体特定事業、老人クラブ連合会、高齢者サロン等)

(3) 社会福祉法人等代表者会議の開催

4. 活動の担い手の開拓・組織化に向けて

福祉という価値観・文化を共有しながら、ともに生きるという共通認識を持ち、地域において皆でささえあう住民参加型福祉社会の形成に取り組みます。そのためには、長期的な展望に立ち、誰もが自主性、自発性を基礎に気軽に参加できるような環境整備に取り組みます。特にボランティアセンターの機能を強化し、参加プログラムの開発、相談・支援体制を整えボランティア育成に努めるとともに、小地域での福祉活動が展開できるような支援に努めます。

(1) ボランティアの開拓・組織化

○ボランティアの育成（講座の開催）

- ・次代を担うボランティア育成事業
 中学・高校生ボランティア体験学習、研修会の開催
- ・傾聴ボランティア養成講座
- ・ボランティア入門講座
- ・外出支援ボランティア育成事業
- ・障害児サポーター育成事業
- ・災害ボランティアコーディネーター育成事業
- ・子育て支援ボランティア育成事業
- ・点訳ボランティア育成事業
- ・ボランティアのつどいの開催

○ボランティア活動への援助

- ・ボランティアグループ等への助成
- ・ボランティアセンター機能の強化

○災害ボランティアセンター

- ・災害ボランティアセンター設置マニュアルの検証
- ・各種災害ボランティアのネットワーク化の推進

○その他

- ・ボランティア登録、相談のコーディネート
- ・ボランティア団体用メールボックスの設置

5. 援護サービス活動の充実に向けて

社会福祉協議会では、行政や関係機関との連携並びに小地域活動やボランティア活動等、住民の主体的活動連携も視野に入れながら、高齢者や障害者等ができる限り地域で安心して自立した生活が行えるよう支援します。また、民間福祉活動の中核組織としての機能や役割を最大限に発揮し、援護サービス事業の開発に努めるとともに、地域福祉計画及び地域福祉活動計画との整合性を保ちながら事業の実施を図ります。

(1) 障害児者福祉

- 成年学級の開催
- 肢体不自由児日常介助物品支給事業
- 重度心身障害者移送サービス事業（受託事業）
- ㊦障害児サロン事業（一部新規 春休みの実施）
- 知的障害者等（ありんこ作業所利用者）就労訓練指導事業
ありんこ作業所に通所する利用者を対象に社会福祉協議会事務局等での職場体験を通じ指導・訓練を実施し、就労意欲の涵養を図る。

(2) 高齢者福祉

- 福祉機器貸与事業（特殊ベッド、車いす、エアマット）
- 福祉機器の更新
- 理髪サービス事業（年4回）
- 虚弱高齢者等ミニデイサービス事業(週4回)（受託事業）
- 一人暮らし高齢者等訪問給食サービス事業（週3回）（受託事業）
- 介護予防セミナーの開催
- 福祉機器の紹介、展示など
- 高齢者サロン活動支援事業
- 介護保険事業への協力・支援
 - ・ケアプラン自己作成支援事業
- 住民参加型送迎サービス（愛川お助け便）事業
- 一人暮らし高齢者安否確認事業
ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や健康・安否に関する不安の解消を図る。
 - ・訪問、電話訪問事業・心配ごと相談・鍵の預かり事業などの検討
- いきいき生活応援事業
 - ・あたまの体操教室(認知症予防事業)
 - ・いきいき生活講座
- 成年後見・権利擁護相談事業

(3) 児童・母子福祉

- 交通遺児世帯援護金支給事業
- 母子福祉会事業への協力

(4) 要援護者・要援護世帯等福祉

- 被保護世帯入学卒業祝品支給事業
- 行路人（浮浪者）等援護事業
- 緊急援護資金、生活福祉資金貸付事業
- 年末激励金支給事業

○災害見舞金支給事業

6. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者等で判断能力の低下した人を対象に「福祉サービス利用支援」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を実施します。

- 事業所名 愛川あんしんセンター
- 職員配置 専門員1名 生活支援員 若干名
- 職員スキルアップ推進事業
 - ・各種研修への参加

7. 地域包括支援センターの運営

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活が続けられるように、介護や健康など様々な面から支援するための拠点として「地域包括支援センター」を受託運営します。

- 事業所の名称 愛川町地域包括支援センター
- 職員体制(チームアプローチによる職員体制の構築)
 - ・保健師2名 社会福祉士1名 主任ケアマネージャー1名
- 高齢者情報の作成・管理・共有化
- 総合相談支援業務の実施
- 権利擁護業務の実施
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務
- 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・地域ケア会議の開催
 - ・各種保健福祉サービスやその利用に関する情報提供
 - ・地域の社会資源やニーズの把握
- 介護予防サポーター養成講座の開催
- ⑧地域介護予防教室の開催
 - 職員スキルアップ推進事業
 - ・各種研修への参加
 - ・福祉用具専門相談員の資格取得
 - ・福祉住環境コーディネーターの資格取得

8. あいかわ福祉サービス協会の運営

地域に住む会員同士のたすけあいにより高齢者や心身障害の人たちに生活・自立への援助を行い、本人やその家族が地域で安心して暮らせるよう支援するため、会員方式による定額有料のホームヘルプサービス事業を実施します。

- 職員配置　　コーディネーター1名
- 家事援助、介護サービスの実施
- 協力会員の育成・研修
- 協力会員、利用会員、他機関等との調整
- 軽度生活援助事業の実施（受託事業）

9. 障害者自立支援法による事業所の運営

【心身障害者地域作業所】

愛川町立心身障害者地域作業所「愛川町ありんこ中津作業所」及び「愛川町ありんこ高峰作業所」については、愛川町と基本協定及び年度協定を締結し、本協議会が指定管理者(平成21年度～25年度)として両施設の運営を行います。

- (1) 障害者自立支援法による「就労継続支援事業（B型）」の実施
 - 事業所名　　愛川町ありんこ中津作業所
- (2) 職員体制と運営
 - 職員体制　　主任指導員(2名)　指導員(若干名)　補助指導員(若干名)
- (3) 就労継続支援事業の実施
 - 就労に必要な技能習得のための作業訓練の実施
 - 人間関係の習得指導の実施
 - 基礎的な生活習慣習得の指導の実施
 - その他(創作活動の指導の実施)

【あいかわホームヘルパーステーション】

身体障害児者、知的障害児者を対象に、障害者自立支援法における居宅介護（ホームヘルプ）事業を実施します。

- 身体障害者・知的障害者・児童居宅介護・精神障害者
- あいかわホームヘルパーステーション
 - ・ホームヘルパー　　若干名

10. 介護保険居宅サービス事業所の運営

ホームヘルパーが要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供します。

- 事業所名 あいかわホームヘルパーステーション
- ホームヘルパー 若干名

安定充実した組織運営体制の整備に向けて

1. 計画及び組織体制・運営の強化に向けて

社会福祉協議会が、協議体、事業体、運動体として3つの機能を統合し、特色ある事業、活動を創造していくため執行機関、議決機関、会員構成、各種委員会の機能の強化、基盤整備を進めます。

- (1) 社会福祉協議会会員加入の促進
- (2) 理事会・評議員会・監事会等の定例開催
- (3) 情報化推進事業の継続
- (4) 町計画等策定への参画
- (5) ㊦仮称「あいかわ社協ニュース」の発行

2. 安定的な財政運営に向けて

民間福祉団体として、自主的な福祉活動を推進していくための安定的財政基盤の構築に努めます。また、すでに行っている事業や援護サービスの効率・効果を考え、スクラップ・アンド・ビルドのための評価を行い、予算の効率化、効果的な運用を図ります。

- (1) 社協会員全世帯及び事業所加入の促進
- (2) 寄付金の有効活用
- (3) 基金及び事業資金の適切な管理・運用
- (4) 収益事業の運営（売店、自動販売機等）

3. 事務局体制強化に向けて

事務局機能の強化を柱に事務局組織の改革を進め、効率の良い業務執行と職員の適正な配置に努めます。また、事務局職員の資質向上のため、専門資格の取得や研修の強化に努め、専門性、熱意をもった社協マンを育成します。

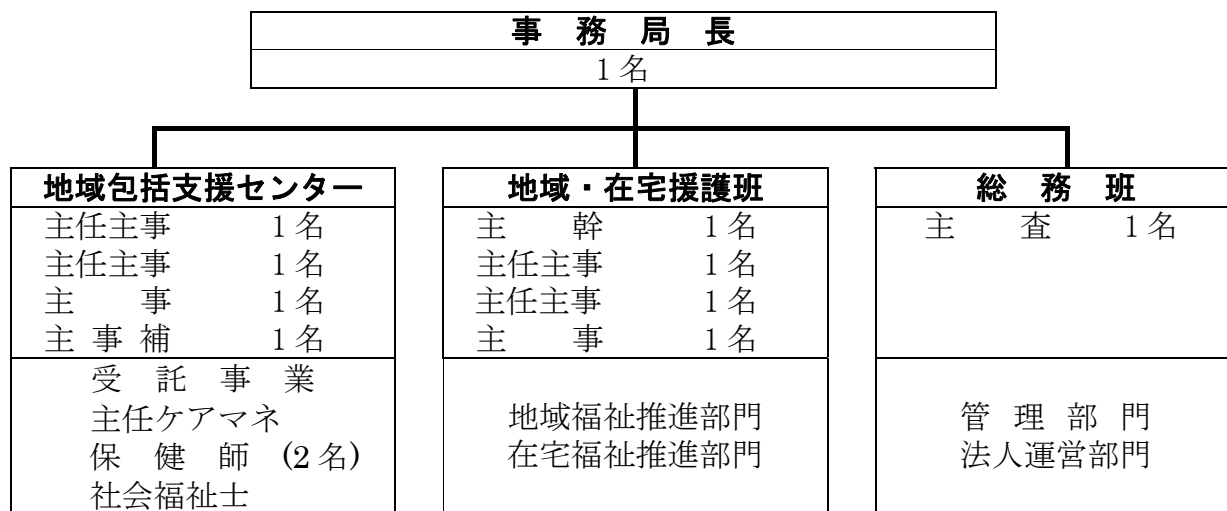
- (1) 職員体制の充実
- (2) 職員の資質向上（社会福祉士、介護支援専門員等専門資格取得の推進）
- (3) 事務局の機構（別紙参照）
- (4) 備品・固定資産の整備

- ◎ハンディーキャブ車両の取得
- その他、事務用備品、固定資産の取得

4. 団 体 事 務

福祉団体等を支援育成するため、事務局を担当し運営強化に努めます。

- (1) 神奈川県共同募金会愛川町支会
- (2) 愛川町ボランティア連絡協議会
- (3) 愛川町ともしび運動推進協議会
- (4) 愛川町手をつなぐ育成会
- (5) 愛川町母子福祉会



職予 員定 設数 置	事務局長 1名	総 務 班	専任職員	1名		
		地 域 ・ 在 宅 援 護 班	専任職員	4名		
			臨時・非常勤職員	35名		
		地域包括支援センター	専任職員	4名		
合 計				45名		
資 状 格 況 取 得 の	資 格 名	専任職員	臨 時 職 員 等	資 格 名	専任職員	臨 時 職 員 等
	社会福祉士	6名		介護福祉士	2名	2名
	社会福祉主事任用資格	5名		保健師	2名	
	福祉用具専門相談員	3名		保育士	1名	
	介護支援専門員	6名		看護師	2名	1名
	介護予防運動指導員	1名		准看護師		1名
福祉住環境 Co 3級	3名		ヘルパー1級	1名	2名	

平成23年3月31日現在

その他の資格取得 ホームヘルパー養成研修2級課程修了 難病患者等ホームヘルパー養成研修難病基礎課程Ⅱ修了 サービス提供責任者育成研修修了 ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程及び重度脳性まひ者等全身性障害者研修課程修了 精神障害者ホームヘルパー養成特別研修修了 地域包括支援センター職員研修(社会福祉士コース 保健師コース 主任介護支援専門員コース)修了 地域福祉活動指導員養成課程修了 移動サービス運転会員研修修了 など